

不服申立て事案答申第 281 号

不服申立て事案諮問第 331 号

件名：警察安全相談等・苦情取扱票の不訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る警察安全相談等・苦情取扱票（令和 6 年 8 月 2 日受理。以下「本件取扱票」という。）のうち、別表に掲げる訂正を求める箇所（以下「本件保有個人情報」という。）を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 10 月 30 日付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 11 月 28 日付けで行った不訂正決定の取り消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 6 年 10 月 30 日、愛知県 A 警察署（以下「A 警察署」という。）において、保有個人情報訂正請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の訂正請求をする保有個人情報の内容欄には、警察安全相談等・苦情取扱票等と記載され、訂正請求の趣旨欄には〈「警察職員 B と警察職員 C は『不適正です』と認めた。」と記載されているが誤りである。〉と記載されていた。

(イ) 本件保有個人情報の記載されている行政文書は、令和 6 年 9 月 20 日に審査請求人が処分庁に対して行った保有個人情報開示請求に対する一部開示決定に基づき開示された本件取扱票である。

処分庁は、本件訂正請求について、法第 93 条第 2 項の規定に基づき訂正をしないとして、その旨の決定をし、保有個人情報不訂正決定通知書により審査請求人に通知（以下「本件処分」という。）した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分は、本件取扱票の内容が事実ではないと確認できず、訂正請求に理由があると認められないため、訂正しないこととしたものである。

a 訂正義務

法第 92 条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定されている。

愛知県の個人情報の保護に関する法律・個人情報の保護に関する法律施行条例解釈運用基準によれば、

- 「訂正請求に理由がある」とは、調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実ではないことが判明したときをいう。
- 訂正請求制度は、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるもののため、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。
- 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。
- 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、訂正決定を行うことはできない。

とされている。

b 調査結果

本件取扱票は、令和 6 年 8 月 2 日に審査請求人が A 警察署において、警察職員 D に申し立てた内容や状況が記録されたものであり、取扱状況を所属長へ報告し、必要な指揮を受けるため作成されたものである。

警察安全相談等・苦情取扱票は、警察安全相談等及び苦情を適切に解決し、警察の責務の的確な遂行及び適正な警察業務の運営に資するためのものであり、警察職員が警察安全相談等を受理したとき、

その申出の要旨や取扱状況を正確に把握・記録し、組織的な管理をするものである。

本件取扱票は、審査請求人の申出の要旨及び対応状況を記録した上で、所属長である A 警察署長まで報告され、解決として処理されている。

本件取扱票の作成者である警察職員 D に確認したところ、審査請求人から聴取したとおりに本件取扱票を作成しているとのことであった。

一方、審査請求人より同人の主張を裏付ける客観的な資料の提出等もなく、事実関係は明らかとならなかった。

- (1) よって、本件処分については、法第 92 条及び第 93 条の規定に基づき、適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかとならなかったため、訂正請求に理由があると確認できなかったことから訂正しない決定をしたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。
- (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は審査請求の趣旨及び理由を、「警察職員 B と警察職員 C は『不適正です』と認めた」と記載されているが誤りである。正しくは、「警察職員 C は『不適切です』と認めたが、警察職員 B は『不適切とは認められない』といった。」等としている。

しかしながら、本件は上述したとおり、適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかったため、訂正請求に理由があると確認できないとして本件処分を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

ア 審査請求人が令和 6 年 9 月 20 日付けで行った保有個人情報開示請求に対して、処分庁は、本件取扱票を特定した上で、同年 10 月 3 日付けで保有個人情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、令和 6 年 10 月 30 日付けで保有個人情報訂正請求を行い、処分庁は同年 11 月 28 日付けで本件処分を行った。

イ 審査請求人は、保有個人情報訂正請求書において、本件取扱票に記載された内容のうち、「警察職員 B と警察職員 C は『不適正です』と認めた」と記載された部分について、正しくは「警察職員 C は『不適切です』と認めたが、警察職員 B は『不適切とは認められない』といった」である旨を主張している。

これに対して、処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかではないとして不訂正決定をしている。

(2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

処分庁によれば、本件取扱票の作成者である警察職員 D に同取扱票の記載内容について確認する調査を行ったものの、審査請求人から聴取したとおりに作成しているとのことであり、一方で、審査請求人より同人の主張を裏付ける客観的な資料の提出等もなく、事実関係が明らかとならず、訂正請求に理由があると確認できなかったことから、不訂正決定をしたとのことである。

当審議会において検討したところ、処分庁が請求内容に理由があるかどうかを判断するために行った調査に特段の不足は見受けられない。また、本件取扱票が、警察安全相談等を正確に把握・記録し、組織的な管理をする目的のために作成された文書であることからすれば、当時聴取した内容どおりに記載するのが自然であり、あえて聴取した内容と異なる内容を記載する理由もないことから、審査請求人から聴取したとおりに作成している旨の処分庁の説明に不自然な点は認められない。

一方で、当審議会において、審査請求人の訂正請求書及び審査請求書の記載内容を確認したところ、審査請求人が「警察職員 C は『不適切です』と認めたが、警察職員 B は『不適切とは認められない』といった」と発言したことについての客観的な根拠が示されているものとは認められない。

よって、令和 6 年 8 月 2 日に審査請求人から聴取した内容として記載された「警察職員 B と警察職員 C は『不適正です』と認めた」の部分について誤りであることは確認できず、本件訂正請求に理由があるとは認められない。

したがって、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

訂正を求める箇所	訂正請求の内容
警察職員 B と警察職員 C は「不適正です」と認めた	警察職員 C は「不適切です」と認めたが、警察職員 B は「不適切とは認められない」といった

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7. 3. 6	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 7. 14 (第251回審議会)	審議
7. 8. 21 (第252回審議会)	審議
7. 9. 29	答申